

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、奈良盆地の中西部に位置し、近畿圏の中核都市である大阪市への交通の利便性が高いことから、町西部の真美ヶ丘ニュータウン開発以降人口が急増し、令和5年1月末時点で35,270人と県内で最も人口の多い町となっている。

産業においては、靴下の生産が古くから盛んであり、国内生産高日本一を誇る町として成長したが、近年は安価な海外製品の輸入増加により生産量は大幅に低下しており、企業数も減少している。

一方で長年に渡り脈々と引き継がれた高度な技術を活用し、魅力ある靴下を生産する企業は現在も数多く存在しており、他の産業としてプラスチック製造や近年の高齢化に伴う福祉関連事業の増加などから、現在も産業が盛んな町と言える。

#### (2) 目標

本計画の策定により町内事業所の積極的な設備投資を促すことで、地域経済の活性化を目指すことにより、地域全体の発展に寄与することが目標とされる。

このため、平成30年度における中小企業等経営強化法（経営力向上計画）の申請件数が4件であることから、取得した先端設備に係る固定資産税が免除となりうる本計画については年間8件の申請件数を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本町は靴下生産業やプラスチック製造業のほか福祉関連事業や小売業等、多様な産業が経済・雇用を支えている。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

町内各地に事業所が点在していることから、地域については制限を設けない。

#### (2) 対象業種・事業

古くから盛んである靴下生産業やプラスチック製造業のほか福祉関連事業や小売業等、町内に数多くの業種及び事業を主とする事業所が点在することから、業種及び事業については制限を設けない。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象とせず、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては認定の対象とせず、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税等に滞納がある者については認定の対象とせず、納税等をおこなっている者との公平性に配慮する。